

「仮称」

笠郷地域創生

自治町民会議設立総会

「愛着を持てるふるさと・笠郷の未来」



笠郷地域創生自治町民会議

平成28年4月30日

笠郷地域創生自治町民会議設立総会 名簿

番号	役職名	住所	氏名	連絡先	備考
1	笠郷区長会長		大橋 徳法		会長
2	下笠区長		安田 正		副会長
3	栗笠区長		近藤 則昭		理事
4	大野区長		野村 清		理事
5	上之郷区長		川瀬 普		理事
6	船附自治会代表		野崎 秀明		専門委員
7	船附自治会代表		西脇 智章		専門委員
8	船附自治会代表		藤井 正信		専門委員
9	船附自治会代表		水谷 武則		専門委員
10	下笠自治会代表		西脇 義康		専門委員
11	下笠自治会代表		林 富夫		専門委員
12	下笠自治会代表		伊藤 秋廣		専門委員
13	下笠自治会代表		日比 春吉		専門委員
14	下笠自治会代表		小野 五男		専門委員
15	栗笠自治会代表		田中 薫		専門委員
16	栗笠自治会代表		栗田 保		専門委員
17	大野自治会代表		澁谷 武司		専門委員
18	大野自治会代表		松岡 保		専門委員
19	上之郷自治会代表		近藤 恒夫		専門委員
20	公民館長・社協支部長		高濱 七三		理事
21	公民館分館長会長		佐藤 富士男		専門委員
22	民生児童委員代表		宮堂 宏宣		理事
23	婦人の会会長		清水 敏代		監事
24	老人会連合会長		藤枝 定光		専門委員
25	体育振興会会長		伊藤 桂治		理事
26	農業委員会会長		小野 忠男		理事
27	改良組合金会長		佐久間高見		専門委員
28	消防団分団長		大橋 力雄		理事
29	女性防火クラブ会長		安田 里巳		専門委員
30	交通安全分会長		林 輝晃		専門委員
31	子供会育成会長		西脇 孝子		専門委員
32	社会教育委員		西脇 弥恵子		専門委員
33	五三土地改良理事長		澁谷 満		専門委員
34	環境保全対策協議会長		藤井 清		専門委員
35	東部中学校PTA代表		林 恵美		専門委員
36	笠郷小学校PTA会長		近藤 啓継		監事
37	笠郷幼稚園PTA会長		田中 弓子		専門委員
38	笠郷商工会会長		佐藤 長治		専門委員
39	母子寡婦福祉会会長		野崎 とし子		専門委員
40	遺族会会長		日比 正勝		専門委員
41	身体障害福祉会代表		田中 稔		専門委員
42	保育園代表		児玉 法彰		専門委員
43	食改善協議会会長		安田 洋子		専門委員
44	笠郷スポーツ推進員		細川 清美		専門委員
45	スポーツ少年団代表		西脇 真紀		専門委員
46	西美濃笠郷支店長		清水 重信		専門委員
47	笠郷小学校校長		林 勉		専門委員
48	事務局		佐竹 種男		事務局
49					
50					

笠郷地域創生自治町民会議 設立総会 次第

● 町民憲章朗唱

1 ・ 開会の挨拶

2 ・ 設立準備委員会委員長 挨拶

3 ・ 経過報告

4 ・ 議長選出

5 ・ 議事録署名者の指名

6 ・ 議事

議第 1 号議案 笠郷地域創生自治町民会議規約（案）について

議第 2 号議案 笠郷地域創生自治町民会議役員（案）について

議第 3 号議案 平成 2 8 年度笠郷地域創生事業計画（案）について

議第 4 号議案 平成 2 8 年度笠郷地域創生収支予算（案）について

議長 退席 ・ 役員紹介

7 ・ 来賓挨拶 養老町長
県議会議員
町議会議員

8 ・ 閉会の挨拶

「仮称」笠郷地域創生自治町民会議の経緯

年	月	日	内容 設立に向けたこれまでの経緯
25	7	19	「仮称」笠郷地域創生自治町民会議 内容説明(町からの説明を受ける)
25	10	30	「仮称」笠郷地域創生自治町民会議 内容説明(町からの説明を受ける)
26	1	30	「仮称」笠郷地域創生自治町民会議 内容説明(町からの説明を受ける)
26	11	4	「仮称」笠郷地域創生自治町民会議準備委員会を立ち上げ
27	1	23	「仮称」笠郷地域創生自治町民会議準備委員会開催 団体構成・規約・計画について協議
27	4	1	「仮称」笠郷地域創生自治町民会議 各世帯に対し町民自治の内容チラシ配布
27	5	25	「仮称」笠郷地域創生自治町民会議準備委員会開催 団体構成・規約・計画について協議
27	7	1	「仮称」笠郷地域創生自治町民会議 各世帯に対し笠郷まちづくりアンケートを実施
27	9	5	「仮称」笠郷地域創生自治町民会議準備委員会開催 アンケート結果を報告
27	10	1	笠郷地区まちづくりアンケート調査結果を各世帯に回覧で配布
27	10	17	「仮称」笠郷地域創生自治町民会議 各部会長会議開催 アンケート課題を協議
27	11	7	「仮称」笠郷地域創生自治町民会議開催 各部会長会議 課題事項について協議
27	12	12	「仮称」笠郷地域創生自治町民会議各部会長会議開催 各部会検討内容について協議
28	1	30	「仮称」笠郷地域創生自治町民会議 学習会の開催 四日市大学副学長 岩崎教授
28	3	25	「仮称」笠郷地域創生自治町民会議準備委員会開催 設立に向けた最終確認
28	4	30	「仮称」笠郷地域創生自治町民会議 設立総会
27	11	1～	平成27年11月1日～毎月広報に回覧 地域創生自治町民会議の検討結果報告を住民に回覧
26	7	1～	平成26年7月1日～毎月の定例区長会 於 地域創生自治町民会議の検討会実施

議第1号議案

笠郷地域創生自治町民会議規約（案）

（名称）

第1条 本会は、笠郷地域創生自治町民会議（以下「自治町民会議」という。）と称する。

（目的）

第2条 自治町民会議は、住民相互の連携を深め、住民の創意工夫と責任のもと、住み良い笠郷地域を形成していくとともに、笠郷地域まちづくり計画（以下「まちづくり計画」という。）を策定し、この計画に基づくまちづくりの実践に努めることを目的とする。

（事務局設置場所）

第3条 自治町民会議の事務処理を行うため、事務局を次のとおり置く。

養老町船附 1148 番地 笠郷自治会館内

（活動の範囲）

第4条 自治町民会議の活動範囲は、笠郷地域内とする。ただし、他の町民会議と協力、連携して行う活動はこの限りでない。

（構成）

第5条 自治町民会議は、次の者をもって構成する（以下「構成員」という。）。

- (1) 笠郷地域内に在住及び在勤する者
- (2) 笠郷地域内の各区
- (3) 笠郷地域内で活動する団体
- (4) 笠郷地域に所在する事業所
- (5) その他、会長が必要と認める者

（事業）

第6条 自治町民会議は、第2条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) まちづくり計画の策定
- (2) まちづくり計画に基づく事業の実施
- (3) 養老町あるいは笠郷地域各区との協働事業の実施
- (4) 養老町との間で締結した指定管理業務等の実施
- (5) その他第2条の目的を達成するために必要な事業

（組織）

第7条 自治町民会議は、前条の事業を行うため、次の組織を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 理事会
- (4) 専門部会

2 理事及び専門委員の選出は、各区、各種団体及び学識経験者等より別表に基

づき選出する。

(役員)

第8条 自治町民会議に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 専門部会長 部会毎に1名
- (5) 監事 2名

2 会長及び副会長は、理事の互選により選出し、総会において承認を得る。

3 監事は、役員会において推薦し、総会において決定する。

4 監事は、議決権を持たないが、役員会及び総会に出席して意見を述べる事ができる。

(役員の仕事)

第9条 自治町民会議の役員の職務は、次のとおりとする。

2 会長は、自治町民会議を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

4 事務局長は、自治町民会議の事務及び事務局を統括する。

5 監事は、自治町民会議の会計及び事業の執行状況を監査する。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、同じ役職への就任は、8年を限度とする。

2 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行わなければならない。

(顧問の設置)

第11条 自治町民会議に、顧問を置くことができる。顧問は、役員会において推薦し、総会において決定する。

(会議)

第12条 自治町民会議の会議は、総会、役員会、理事会及び専門部会とする。

(会議の開催及び運営)

第13条 会議は、過半数以上の委員の出席がなければ開催できない。

2 会議は、原則として公開とする。

3 会議を開催するにあたっては、開催日時、場所、議題について、事前に周知することを原則とする。

4 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会)

第14条 総会は、理事及び専門委員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合、又は理事会の3分の1以上の請求があった場合は、臨時総会を開催することができる。

きる。

- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会の議長は、その総会において、出席者の中から選出する。
- 5 総会は、次の事項を決定する。
 - (1) 地域まちづくり計画に関する事。
 - (2) 規約の制定及び改廃に関する事。
 - (3) 自治町民会議の事業計画、予算及び事業報告、決算に関する事。
 - (4) その他、重要事項に関する事。

(役員会)

第15条 役員会は、第8条第1項で定める監事を除く役員及び第17条第1項に定める専門部会の各部会長をもって構成する。

- 2 役員会は、総会、理事会、専門部会に提出する議案を協議作成し、自治町民会議の円滑な運営を目指すものとする。
- 3 役員会は、理事会及び専門部会から提出された案件について審議する。
- 4 役員会は、緊急を要する事項に限り理事会に諮り、合意を得て執行することができる。
- 5 役員会は、会長が招集する。
- 6 役員会の議長は、会長とする。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(理事会)

第16条 理事会は、理事で構成し、役員会より提示された内容について審議する。

- 2 理事会は、専門部会に付託する内容について検討し、決定することができる。
- 3 理事会は、会長が招集する。
- 4 理事会の議長は、会長とする。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(専門部会)

第17条 専門部会（以下「部会」という。）は、理事及び専門委員で構成し、総会及び役員会等で決定された方針に基づき施策を実施するため、自治町民会議に次の専門部会を置く。

- (1) 総務部会
 - (2) 安心・安全部会
 - (3) 環境・美化部会
 - (4) 健康・福祉部会
 - (5) 教育・文化・商工部会
- 2 部会は、部会長が招集する。
 - 3 部会には、部会長1名及び副部会長1名を置き、部会員の互選により選出する。
 - 4 部会長は、部会を代表し会務を総括する。

- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 6 部会長及び副部会長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 部会長は、部会の検討経過及び結果について、会長に報告するものとする。
- 8 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(会計)

第18条 自治町民会議の運営等に要する経費は、養老町からの地域総合活動交付金、補助金、委託料及びその他の収入をもって充てる。

- 2 自治町民会議の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。
- 3 会長は、会計年度開始後に予算が総会において議決されていない場合は、総会において予算が議決されるまでの間、前年度の予算を基準として収入支出することができる。

(会計監査)

第19条 監事は、監査結果を総会で報告し、承認を得た場合は、速やかにこれを公表する。

(事務局)

第20条 自治町民会議の事務を処理させるため、事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長を置き、役員会の承認を経て、会長が任命する。
- 3 事務局に、必要に応じ事務局員を置くことができる。
- 4 事務局長は、会務及び会計を総理する。
- 5 事務局員は、事務局長を補佐する。

(個人情報保護)

第21条 自治町民会議の構成員は、自治町民会議の活動を通じて知り得た個人情報により、個人の権利及び利益が侵害されないことがないよう、その保護に努めなければならない。

(情報の公開)

第22条 自治町民会議の運営及び事業等に関する情報は、構成員に対して積極的に公開するものとする。

(委任)

第23条 この規約に定めるもののほか、自治町民会議の運営に関して必要な事項は、会長が理事会に諮り別に定める。

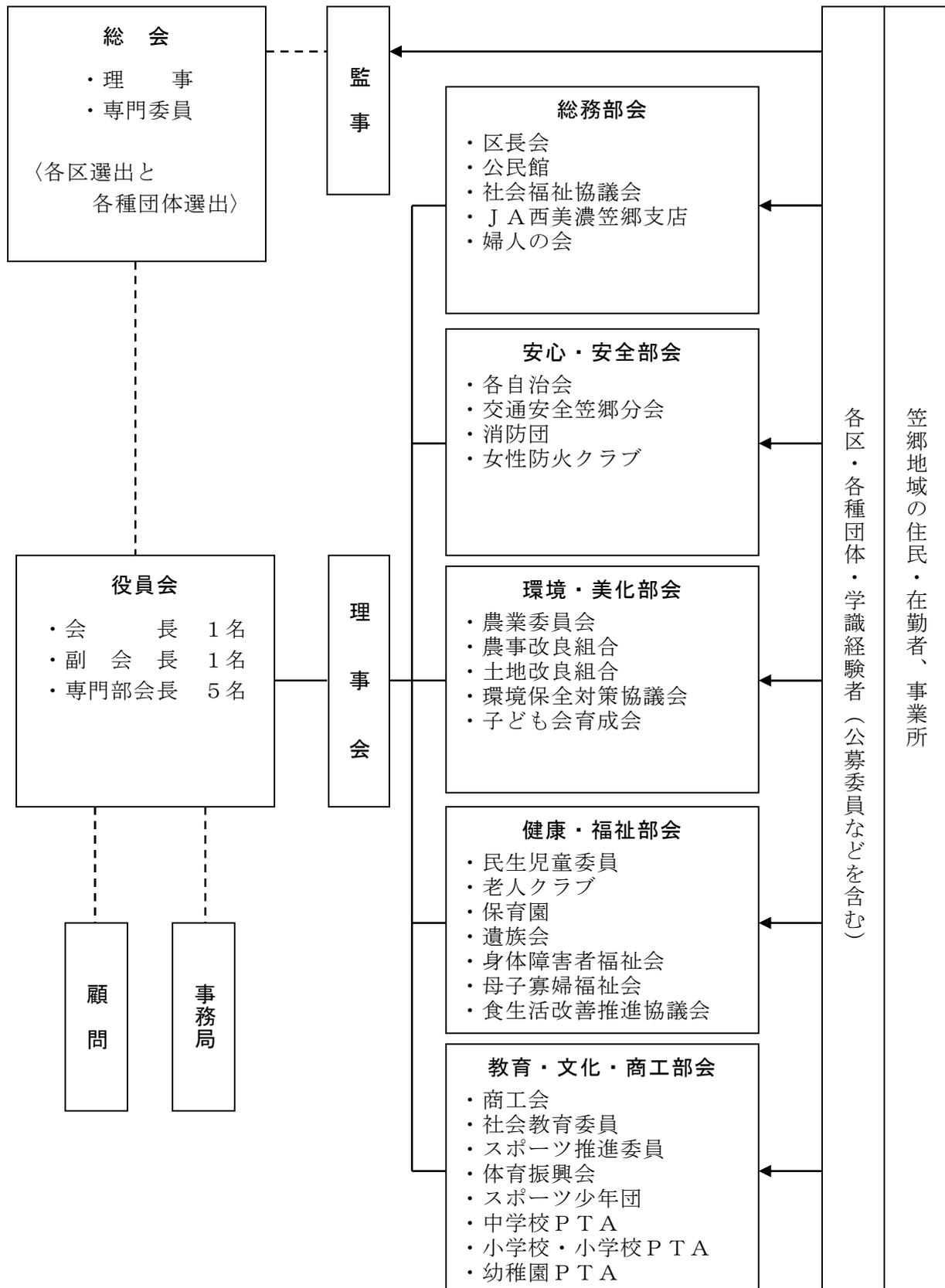
附 則

- 1 この規約は、平成28年4月30日から施行する。
- 2 自治町民会議の設立初年度の会計年度は、第18条第3項の規定にかかわらず、総会で設立議決のあった日から平成29年3月31日までとする。

別表（第7条関係）

No.	団体名	選出人数		備 考
		理 事	専門委員	
1	船附区	1	3	
2	大野区	1	2	
3	下笠区	1	4	
4	上之郷区	1	1	
5	栗笠区	1	2	
6	公民館	1	1	
7	社会福祉協議会	1	1	
8	民生児童委員	1	0	
9	老人クラブ	0	1	
10	保育園	0	1	
11	遺族会	0	1	
12	身体障害者福祉会	0	1	
13	母子寡婦福祉会	0	1	
14	食生活改善推進協議会	0	1	
15	農業委員会	1	0	
16	農事改良組合	0	1	
17	土地改良組合	0	1	
18	環境保全対策協議会	0	1	
19	J A西美濃笠郷支店	0	1	
20	商工会	0	1	
21	交通安全笠郷分会	0	1	
22	社会教育委員	0	1	
23	子ども会育成会	0	1	
24	婦人の会	0	1	
25	スポーツ推進委員	0	1	
26	体育振興会	1	0	
27	スポーツ少年団	0	1	
28	中学校 P T A	0	1	
29	小学校 P T A	0	1	
30	小学校	0	1	
31	幼稚園 P T A	0	1	
32	消防団	1	1	
33	女性防火クラブ	0	1	
34	笠郷地域事業所・企業	0	1	
35	学識経験者（公募委員を含む）	若干名	若干名	理事会において承認を受けた者

笠郷地域創生自治町民会議組織図



議第2号議案

「仮称」笠郷地域創生自治町民会議 役員・専門部会長（案）

役職名	氏名	氏名	氏名	備考
会長	区長会会長 大橋 徳法			
副会長	区長会副会長 安田 正			
専門部会長	総務部会長 公民館長 高濱 七三	安心・安全部会長 消防分団長 大橋 力雄	環境・美化部会長 農業委員会会長 小野 忠男	
	健康・福祉部会長 民生児童委員 宮堂 宏宣	教育・文化・商工部会長 体育振興会長 伊藤 桂治		
監事	小学校PTA会長 近藤 啓継	婦人の会会長 清水 敏代		
事務局	佐竹 種男			

議第3号議案

笠郷地域創生自治町民会議事業計画(案)

時期	内容	
	総会・理事会	専門部会及び事業検討事項
4月	○設立総会	
	・規約・事業計画・収支予算案提案	・構成団体の把握
5月		●専門部会 総務部会 ・地域課題の検討 ・まちづくり計画案の検討 ・自治会再編計画の検討
	○理事会 ・まちづくり計画案の検討	●専門部会 安心・安全部会 ・地域課題の検討 ・まちづくり計画案の検討 ・避難場所の検討及び非常参集訓練の検討
7月		●専門部会 環境部会 ・地域課題の検討 ・まちづくり計画案の検討 ・野焼き・ゴミ分別の検討
		●専門部会 健康・福祉部会 ・地域課題の検討 ・まちづくり計画案の検討 ・災害時における独居老人の検討
9月		●専門部会 教育・文化・商工部会 ・地域課題の検討 ・まちづくり計画案の検討 ・挨拶・スポーツ推進・コミュニティの検討
		●専門部会 ・来年度事業計画の検討 ・来年度予算案の検討
11月	○理事会 ・来年度事業計画の検討 ・来年度予算案の検討	●専門部会
		●専門部会
12月		●専門部会
	○理事会 ・総会に向けた確認・調整 ・まちづくり計画案の確認	●専門部会
2月		●専門部会
3月	○総会	●専門部会

議第4号議案

平成28年度 笠郷地域創生自治町民会議 収支予算(案)

収入の部

単位 円

項目	今年度予算額	前年度予算額	比較増減	摘要
町交付金	734,000	0	734,000	
設立交付金	200,000	0	200,000	
地域町づくり計画策定事業費	434,000	0	434,000	
地域協働事業費	0	0	0	
事務局職員人件費	0	0	0	
事務局運営費	100,000	0	100,000	
笠郷地域振興費	110,000	0	110,000	
その他	0	0	0	
合計	844,000	0	844,000	

支出

単位 円

項目	今年度予算額	前年度予算額	比較増減	摘要
会議費	50,000	0	50,000	総会・理事会・専門部会会議賄
事務費	50,000	0	50,000	消耗品・事務通信費
事業費	744,000	0	744,000	
町づくり計画策定費	434,000	0	434,000	町づくり計画策定費用
設立記念費	275,000	0	275,000	設立記念粗品配布
情報費	35,000	0	35,000	住民意見箱設置
	0	0	0	
合計	844,000	0	844,000	

笠郷地域創生自治町民会議まちづくり目標

笠郷の4本柱

「助け合おう笠郷の自治組織」

「育てよう笠郷の宝青少年」

「高めよう笠郷の美しい品性」

「広げよう笠郷の豊かな文化」

住んで良かった笠郷の郷づくり
安心・安全で暮らせる郷づくり
一人ひとりの参加で交流の郷づくり
豊かな文化の郷づくり

自然でのどかな雰囲気の魅力ある笠郷地域を築き、人々が共に助け合い、安全・安心で暮らせる町を住民参加のもとで作り上げることを目指し、地域の特色あるまちづくりを形成する。

実践目標

「助け合おう自治組織」では、自治の再編と情報の共有化を図り、連携できる組織づくりの確立を目指す。

「育てよう笠郷の宝青少年」では少子化の社会、子供達は笠郷の宝、住民相互で青少年を助け合う姿を目指す。

「高めよう笠郷の美しい品性」では、挨拶運動の実践強化さらには環境美化運動の推進を目指す。

「広げよう笠郷の豊かな文化」では地域の史蹟を三世代交流で学び笠郷の文化・歴史の推進を図ることを目指す。